

出前説明会実施要領

1 目的

「県民とともに歩む県政」を推進するため、県が取り組む施策・課題（テーマ）について県民の希望に応じ、幹部職員等が県民の集会等に出向いて説明し、併せて県民から直接意見等を聴くことなどを通じて、県民と県との連携及び協力関係を推進する。

2 名称

本事業を県民に親しみやすく、利用しやすいものとするために、この事業の名称を「出前説明会」とする。

3 出前説明会の担当部局等

地域社会振興部県民課（以下「県民課」という。）は、出前説明会の広報（主なテーマの紹介を含む。）、申込みの受付、実施結果のとりまとめ等事業の総合的な調整を行う。

テーマを所管する各部局担当課（以下「担当課」という。）は、申込者との日程調整、説明資料の作成、当日の説明等を行う。

4 テーマ

テーマは、県政に関する事項（県が取り組む施策・課題）とし、主なテーマについては広く県民に広報するものとする。

また、パブリックコメント実施案件については、県民の理解促進を図るため、原則として本事業で扱うテーマに設定する。

5 対象となる集会等

参加人数が概ね20名以上で、地域住民、民間団体、企業等が開催する集会とする。

なお、次の集会等については、原則として出前説明会の対象としない。

- (1) 営利、特定の団体の宣伝又は信条・思想の普及等を目的とするもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員を利するおそれがあるもの
- (3) 繰り返し同一のテーマに係る出前説明会の実施を求めるもの（ただし、集会の参加者の大半が集会ごとに異なる場合又は当該テーマに係る状況が大きく変化した場合は対象とする。）
- (4) 過去において、出前説明会の目的に鑑み正常な運営を妨げる罵声等の不適切な行為のあった主催者等が主催するもの

6 説明を行う職員

原則として、担当課及び担当課が属する部局の幹部職員が説明する。

ただし、地域性の高いテーマ、専門性の高いテーマ等については、地方機関等の職員でこれらに準ずるものが説明する。

7 実施日時

原則として、希望する団体等の都合に合わせる（土日祝日、時間外等時間帯を問わない。）。

ただし、業務の都合により、希望の日時に実施が難しい場合には、申込み団体と調整することとする。

1回の出前説明会の時間は、説明及び質疑応答の時間を含め、1～2時間程度とする。

8 事業実施、申込方法の広報

広報は毎年4月から実施し、県政だより、新聞広告、テレビ、ラジオ、とりネット等の媒体により行う。

また、出前説明会の概要及び主なテーマ、申込書を刷り込んだチラシを県や市町村の窓口等に備え付けるとともに、各種団体等に送付する。

9 申込み・受付

申込みは、出前説明会開催前2週間以前とする。

申込みは、出前説明会申込書（別記様式）又は当該様式の内容を具備する任意の手段による申込みにより県民課が受け付け、担当課に回付する。

また、県民課からの回付を受け又は担当課に直接申込みがあった場合は、担当課は、速やかに7及び10により実施日時等を調整するほか、当該申込みの受諾又は拒絶の状況並びに出前説明会の実施状況について、出前説明会・情報公開データベースにより県民課に報告するものとする。

10 出前説明会の実施

出前説明会の実施の詳細については、申込み団体等と担当課が直接協議して決めるものとし、出前説明会の実施に当たっては、担当課が外向いて説明等を行う。

11 県民の意見等の活用

出前説明会を通じて聴き取った県民の意見等は、担当課及び担当課が属する部局において、政策に反映させるなどの活用を図る。

12 所要経費の負担

説明する職員の出張等の経費は、担当課が負担する。

その他、広報、報告書作成等に係る経費は、県民課が負担する。

会場設営関係経費は、申込者が負担する。

13 その他

この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、県民課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。